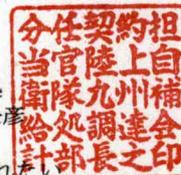


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加され

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5SNE1SA00020		5SPA1A20002 0001					
品名 または 件名							
目達原#231建物冷凍機保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA						
納地または工事場所				引渡場所			
九州補給処							
搬入場所				納期または工期			
目達原駐屯地				令和7年10月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和7年3月11日(火)10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負については防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年3月18日(火)09時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年3月10日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 御手洗 (内線2319)

表紙共4枚

仕様書件名：目達原#231建物冷凍機保守点検

件名	目達原#231建物冷凍機保守点検				面 号	1/4
図名	紙				縮尺	-
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	ボイラー係長	管財係	設 計
						
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課						R7.2.3

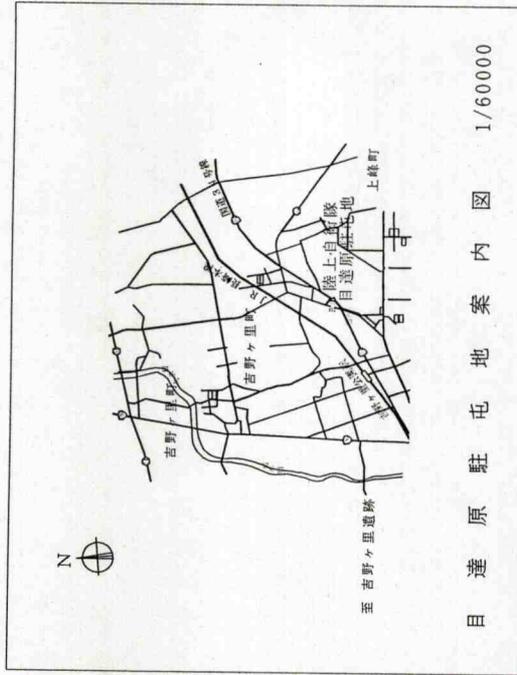
仕 様 書

- 1 件 名：目達原#231建物冷凍機保守点検
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 概 要：シグマチル川崎蒸気吸収冷凍機ΣTBS-120DN6 (353kw) 及び空研冷却塔SKB-105GR (657kw) を保守点検するものとする。
- 4 点検項目：点検項目については、次表のとおりとする。

項目	作業項目	点検回数	備 考
1. 冷凍機 シーズンイン点検	1. 冷房切替作業	1回/冷房開始時	シーズンイン点検は、令和7年4月25日(金)までに終了すること。
	2. 機械関係の点検及び調整		
	3. インターロックテスト及び調整		
	4. 安全装置の点検及び調整		
	5. 容量コントロールの点検及び調整		
	6. 真空引き及び真空調整		
	7. 各部総合点検		
2. 冷凍機 シーズンオフ点検	1. 機器関係の点検及び調整	1回/冷房休止時	実施期間は、令和7年10月31日(金)までに全て完了するものとし細部は監督官と調整する。
	2. インヒビター融解運転		
	3. 窒素加圧(長期保存)		
3. 冷却塔のシーズンイン点検		1回/冷房開始時	項目1に同様
4. 冷却水系伝熱管のブラシクリーニング及びバッキン交換2箇所		1回/年	
5. 吸収液及びインヒビター分析		1回/年	

- 5 一般事項：
 - (1) 本役務は(財)建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書」に定めるところによる。
 - (2) 本役務において、不明な点が生じた場合は監督官と調整する。
 - (3) 本役務に際し、既存施設等を汚破損した場合は、速やかに原形に復旧する。
 - (4) 本役務で使用使用する電気・水については、請負者で準備する。
 - (5) 本役務の作業写真は、各作業ごとに撮影しアルバムに綴り、細部は監督官の指示によるものとする。

- 6 特記事項：
 - (1) 本仕様書の点検項目に基づき「保守点検作業結果報告書」を作成し、1部監督官に提出する。
 - (2) 本役務の作業写真は、各項目ごとの点検中及び点検計測機器等について撮影し、1部監督官に提出する。
 - (3) 部品交換が、発生しない軽微な修理は、実施するものとし、部品交換が必要な場合には、速やかに見積書を提出するものとする。
 - (4) 当駐屯地における空調機の使用期間において、故障等の不具合が発生した際は、平日の時間外(深夜を除く)土日・祝日に関わらず早期復旧、改善に向けて速やかに対処するものとする。
 - (5) 各部総合点検については、PCメンテナンスツールにて各部温度データ等を確認するものとする。



件名	目達原#231建物冷凍機保守点検	図面番号	2/4
図名	仕様書・案内図	縮尺	-
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課		R7.2.3	

7 保守点検項目表

(1) 吸収冷凍機

点検項目	点検及び保守内容	点検時期		備考
		I	OFF	
1 基礎・固定部	き裂、沈下等の有無を点検 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検 取付け状態を点検	○	○	
2 外觀の状況		○	○	
(1) 本体	腐食、変形、破損等の有無を点検	○	○	
(2) 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無を点検	○	○	
3 付属品		○	○	
(1) 温度計・圧力計	正常値指示の状況確認 取付部等の漏れの有無を点検 汚れ及び損傷の有無を点検	○	○	
4 気密確認	機内圧力が規定値以内であることを確認	○	○	
5 電気系統	絶縁抵抗の測定・良否を確認	○	○	3.0V未満の回路は除く
(1) 操作回路・電動機回路 【密閉ポンプ、抽気ポンプ】	緩み、変色及び破損の有無を点検	○	○	
(2) 端子	起動制限、遅延、その他タイマーが設定値で作動することを確認	○	○	
(3) タイマー	キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値を確認	○	○	
(4) サーマルリレー	電極棒の機能を確認	○	○	
(5) 電極棒	必要に応じて電極棒を抜き取り、亀裂又は折損の有無を点検	○	○	
(6) 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検	○	○	
(7) 接地点	断線及び緩みの有無を点検 接地抵抗を測定し、良否を確認	○	○	
6 保安装置		○	○	
(1) 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認	○	○	
(2) インターロック	作動の良否を点検	○	○	
7 蒸気圧力調整弁	リンク装置の緩みの有無を点検 実作動及び疑似回路により作動させ、良否を点検	○	○	実作動が困難な場合は疑似回路としてもよい
8 冷水及び冷却水系統	弁の開閉の良否を点検 冷却及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを確認	○	○	
9 運転調整		○	○	
(1) 音・振動	異常のないことを確認	○	○	
(2) 電流・電圧	運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認	○	○	
(3) 電動機	運転電流が規定値以下であることを確認	○	○	
(4) 自動制御	電動機の回転方向が正しいことを確認 蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することを確認	○	○	

点検項目	点検及び保守内容	点検時期		備考
		I	OFF	
(5) 熱源	供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内であることを確認 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことを確認	○	○	
(6) 熱交換器	冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定、値が許容範囲内であることを確認 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検	○	○	
10 真空気密		○	○	
(1) 抽気ポンプ	起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常の無いことを確認 ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無を点検	○	○	
(2) 抽気系統		○	○	
(3) パラジウムセル		○	○	
ユニット		○	○	
(4) リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認	○	○	
(5) 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気する	○	○	
11 冷媒・吸収剤		○	○	
	攪拌した液体を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内であることを確認 溶液の汚れのないことを確認	○	○	
12 熱交換器		○	○	熱交換器部の点検の要否及び伝熱管のブラッシングは特記による
	伝熱管のスケール付着の有無を点検 伝熱管の腐食の有無を点検 水室の汚れ及び腐食の有無を点検	○	○	
13 機器用水質	第7節「水質管理」の当該事項による	○	○	
14 保存		○	○	
(1) 真空系統	機内真空部を所定の圧力まで下げ蒸着ガスを封入して大気圧力以上に加圧し、保存する	○	○	
(2) 冷水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存 満水保存の場合は、錆止め材を規定の濃度まで注入する 冷媒液は全て溶液に混入させ、希釈されていることを確認	○	○	
(3) 溶液希釈		○	○	

件名	目達原#231建物冷凍機保守点検	図面番号	3/4
図名	保守点検項目表	種別	-
陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部管理課		R7.2.3	

(2) 冷却塔

点検項目	点検及び保守内容	点検時期		備考
		I	OFF	
1 基礎・固定部	<p>き裂、沈下等の有無を点検</p> <p>基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検</p> <p>防振装置の損傷等の有無を点検</p> <p>防振ストッパーの緩み及び劣化の有無を点検</p>	○	○	
2 外觀の状況	<p>損傷、変形及び汚れの有無を点検</p> <p>損傷、変形、さび及び汚れの有無を点検</p> <p>散水穴の目詰まりの有無を点検</p> <p>散水管の回転が円滑であることを確認する。</p>	○	○	
(3) 熱交換器	<p>コイルの汚れ、損傷等の有無を点検</p>	○	○	
【密閉型に限る】				
(4) エリミネータ	<p>損傷、変形及び目詰まりの有無を点検</p>	○	○	
(5) ルーパー	<p>損傷、変形及び目詰まりの有無を点検</p>	○	○	
(6) 充填材	<p>スケール等の付着の有無を点検</p>	○	○	
(7) 架台	<p>目詰まりの有無を点検</p> <p>座屈、変形等の有無を点検</p>	○	○	
(8) 梯子・点検窓	<p>損傷、変形等の有無を点検</p> <p>固定金具の劣化及び組立ボルトの緩みの有無を点検</p> <p>損傷、変形、腐食等の有無を点検</p>	○	○	
3 水槽	<p>内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検</p> <p>水漏れの有無を点検</p> <p>水位が規定の位置にあることを確認</p>	○	○	
(1) 本体		○	○	
(2) 給水装置	<p>ボルトナット等が確実に作動することを確認</p>	○	○	
(3) ストレナー	<p>目詰まり、損傷等の有無を点検</p>	○	○	
(4) フレキシブルジョイント	<p>接続部の緩み、腐食等の有無を点検</p>	○	○	
4 送風機	<p>損傷、腐食、汚れ等の有無を点検</p> <p>回転に支障のないことを確認</p> <p>損傷、腐食等の有無を点検</p> <p>軸が円滑に回転することを確認</p> <p>油量の適否を点検</p> <p>損傷、腐食等の有無を点検</p> <p>円滑に回転することを確認</p> <p>絶縁抵抗を測定し、その良否を確認</p> <p>張り具合の適否を点検</p> <p>損傷及び摩耗の有無を点検</p> <p>損傷、摩耗等の有無を点検</p>	○	○	
(1) 羽根車		○	○	
(2) ファンケーシング		○	○	
(3) 軸受		○	○	
(4) 電動機		○	○	
(5) ベルト		○	○	
(6) プーリー		○	○	
5 散水ポンプ	<p>汚れ、損傷、腐食等の有無を点検</p>	○	○	
【密閉型に限る】				
(1) 本体	<p>絶縁抵抗を測定し、その良否を確認</p> <p>回転方向が正しいことを確認</p>	○	○	
(2) 電動機		○	○	

点検項目	点検及び保守内容	点検時期		備考
		I	OFF	
6 凍結防止装置	<p>電流が定格値内であることを確認</p> <p>異常音、異常振動の有無を確認</p> <p>サーモスタットが設定値で作動することを確認</p> <p>ヒーターの作動電流が定格電流以下にあることを確認</p> <p>ヒーターの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認</p>	○	○	
7 運転調整	<p>電動機の回転方向が正しいことを確認</p> <p>異常音及び異常振動のないことを確認</p> <p>電源電圧の変動が規定値内にあることを確認</p> <p>運転電流が定格値以下にあることを確認</p> <p>散水管の回転数が許容範囲内にあることを確認</p> <p>散水が均一に分散していることを確認</p> <p>水槽の水位が運転前及び運転状態が適正であることを確認</p>	○	○	
8 シーズンイン時の清掃	<p>本体及び配管(Y型ストレーナー含む)の清掃</p>	○	○	